

平成22年度第3回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年11月22日(月) 午後2時～午後3時50分
(2) 場 所 向日市役所大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する委員数 15名
(2) 出席委員数 12名

会 長	川 崎 雅 史
1号委員	稲 本 收 一
〃	神 吉 紀世子
〃	西 田 一 雄
2号委員	石 原 修
〃	大 橋 満
〃	太 田 秀 明
〃	西 川 克 巳
〃	山 田 千枝子
3号委員	斉 藤 修
4号委員	長谷川 勤
	高 田 七 重

[傍聴者] なし

3 議事

- (1) 京都都市計画生産緑地地区の変更について(付議)
(2) 第2次向日市都市計画マスタープランについて(報告)

平成 22 年度 第 3 回向日市都市計画審議会

日時：平成 22 年 11 月 22 日

開会 午後 2 時 00 分

○事務局 定刻でございますので、ただいまから平成 22 年度、第 3 回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

議事にお入りいただきます前に本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。現在、御出席に委員は 12 名ございまして、本審議会条例第 6 条 1 項に定める定足数を満たしております、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は付議が 1 件、報告事項が 1 件でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、川崎会長よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから平成 22 年度第 3 回向日市都市計画審議会を開かせていただきます。

審議会運営規則によりまして、この後の議事の進行については、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく御協力お願ひいたします。

本審議会は、原則公開で運営いたします。本日の議事及び報告の内容につきましても、向日市情報公開条例第 6 条各号のいずれかに該当して、非公開にすべき情報は含まれておりません。したがって、きょうの議題につきましても、この会議を公開することといたします。

事務局、本日の傍聴者はありますか。

○事務局 本日は、傍聴者ございません。

○会長 それでは、早速でございますが、議案第 1 号「京都都市計画・生産緑地地区の変更について」を議題といたします。

事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 市街地整備の八木でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 1 号「京都都市計画・生産緑地地区の変更について」御説明申し上げます。

本市では、生産緑地法第 3 条第 1 項の規定により、都市計画法第 8 条 1 項に定める地域地区として生産緑地を定めているところでございます。そのため、今回の生産緑地の変更につきましても、議案として審議いただくこととなっております。

それでは、お手元の議案書により、御説明申し上げます。

まず、議案書の1枚目をめくっていただきまして、計画書でございます。今回の生産緑地の変更につきましては、一覧表に記載しておりますとおり、地区の一部追加による面積の変更が森-2の1地区、1カ所となっております。生産緑地全体としましては約0.01ヘクタールの増加となっております。

次に、変更箇所につきましては、4枚目のA3縦長の10,000分の1の総括図をごらんいただきたいと存じます。

この計画図の中で、緑色で着色している箇所が現在の生産緑地地区として決定している地域でございます。今回、赤色で囲っております図面の中ほどの森-2が今回の追加箇所でございます。

次に、5枚目のA4の計画図・図面番号1番2,500分の1で、御説明申し上げます。

この森-2の地区でございますが、本箇所につきましては公共事業でございます向日市道寺戸森本幹線1号拡幅改良事業の用地に供するため、本市が土地所有者から用地を買収し、その代替用地として、旧・国有道路敷を売却した用地でございます。

今回、土地所有者が隣接する生産緑地の森-2の地区と一体となって、農業経営の拡大が図られることとなったことから、都市内の農地の適正な保全を図るため新たに生産緑地地区として約0.01ヘクタールを追加するものでございます。

しいたがしまして、指定面積としては約0.01ヘクタールと少ない面積でございますが、森-2地区の一団の土地として利用するものでございます。

次に、戻りまして3枚目をごらんいただきたいと存じます。

今回の変更により、新旧対照表のとおり変更前の生産緑地地区数89地区、面積18.72ヘクタールが変更後は、地区数が同数で面積が0.01ヘクタール増の18.73ヘクタールとなっております。

以上が議案第1号の京都都市計画・生産緑地地区の変更内容でございます。

なお、変更案を平成22年10月5日から10月19日までの2週間、市役所におきまして公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日配付させていただいております資料をご覧いただきたいと思っております。

今回の京都都市計画・生産緑地地区の変更につきまして、当該生産緑地の経緯及び今後のスケジュール等につきまして、御参考までに御説明申し上げます。

本年1月22日に生産緑地地区追加指定申請書が提出されまして、その後、9月6日に向日市農業委員会に、9月7日には京都府乙訓土木事務所に協議を行いまして、それぞれ今回の変更案について異議なしとの回答を得ております。

それを受けまして、先ほど申しました10月5日から10月19日まで変更案を縦覧したところでございます。

今後の流れでございますが、本日の都市計画審議会において変更案の議決をいただいた場合に、京都府乙訓土木事務所へ同意協議を行いまして、同意を受けた後、本年12月中に変更告示を行う予定でございます。

以上が追加資料の説明でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案第1号の変更につきまして、御意見及び御質問等、委員の皆様方からございますでしょうか。

それでは、皆様方から「異議なし」ということでございます。

それでは、議案第1号について、この提案どおり可決ということでしたと思います。よって議案第1号は、可決しました。

それでは、次の議題に移らせて、いただきたいと思っております。

報告事項としまして、「第2次向日市都市計画マスタープラン」につきまして、事務局、説明をお願いします。

○事務局

それでは、前回説明させていただきました、「第2次都市計画マスタープランの素案」につきまして、説明させていただきます。座らせていただきます。

まず、本日の配付させていただきました都市計画マスタープランの資料の確認をさせていただきます。前回の都市計画マスタープランの修正版をお手元に1冊置かせていただいております。

次に、資料1としまして、修正前と修正後の対照表でございます。

資料2としましては、将来の人口ということで、人口の推計表を資料2とさせていただきます。

資料3といたしましては、現行マスタープランの主な検証結果と、それと現行の都市計画マスタープランの概要版をつけさせていただきます。

資料４といたしましては、１１月１５日号で配付しました都市計画の特集号。

最後に資料５といたしまして、１１月１０日より行っておりますパブリックコメントの意見でございます。これは中間報告でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、本日配付させていただいております第２次都市計画マスタープランの素案と、資料１の修正前と修正後の対照表をご覧いただきたいと思っております。

前回の審議会の終了後、京都府さんをはじめ、関係者と協議を重ねてきました結果修正を行ったものが今回提出させていただいたものでございます。

主な修正箇所の内容について説明をさせていただきます。

まず、２ページの項目名を統一した名称とするために「向日市都市計画に関する基本的な方針」を、「都市計画マスタープラン」に修正をいたしました。

次に、前回の審議会で御指摘のありました流出・流入人口を正確に「昼間人口」として５ページ、６ページで修正をしております。

１１ページでは、（１）の歴史・文化資源をはじめとした地域の個性の演出に関する課題の中で、「急速な都市化の終息に伴って」という表現を、「都市化傾向が鈍化する中」に改めておきまして、また京都府景観条例が施行されていることを追加しております。

次に、（２）のまちの安心・安全に関する課題におきましては、整備の不十分な点として「住宅の耐震化や不燃化」を追加しております。

次のページで、次に１２ページの持続可能な社会の実現に向けた課題におきまして、「低炭素まちづくりに向けた取り組みも重要である」と追加記載しております。

１７ページの軸の設定におきましては、前文の説明文にあわせまして下の表の中の項目順を入れ替え変更をしております。

次に、１９ページの将来都市構造図におきましては、都市軸と沿道サービス軸をＪＲ桂川駅に向けて白抜きで延長して書いております。

次に、２６ページの住宅及び住環境の整備方針の、住宅及び住環境の保全・充実におきまして、平成１８年度に住宅基本法が制定されましたことに伴いまして、京都府が住生活基本法を策定されましたことから、その整合性を図るものとして追加しております。また土砂災害の危険性があるところにおきましては、土砂災害警戒区域の指定などについて検討をすると

いうことを加えました。

次に、29ページにおきまして沿道環境や都市景観に配慮した道づくりに「連立交差化」などを追加しております。

30ページにおきましては、文言の整理を行いまして、主要幹線道路の整備促進と保全を要請するとしております。また④の生活道路の整備におきましては、その生活道路の位置づけを加えております。

次に31ページの下段の2行目ですけれども、庭の整備の表現を一般的に使われている「ガーデニング」というような表現に変えました。

次に、32ページ及び33ページの図面の名称でございますけれども、まず交通体系整備方針図から「都市計画道路ネットワーク図」に、公社ネットワークの整備方針図から「歴史と緑の散策の径ネットワーク整備方針図」に改めております。

次に、35ページの①官民一体による緑化の推進の中の表現を、パートナーシップから「協働」に改めております。

次に、38ページの①の公共下水道の整備の項目の中で促進を「推進」に改めるとともに、適切な位置関係を行うと追加をしております。

次に、42ページの都市景観の基本的な考え方の中で、宇治市さんや長岡京市さんなどと同様に景観行政団体への移行を目指すことも追加しました。

また風致地区の文言の追加や、44ページの③の治水対策の推進の中で雨水流出抑制施設の設置の根拠の指針名をはっきりと加えました。

④として、供用中の雨水管渠や調整池などの適正な維持管理として、項目を追加しております。

次に、47ページの農地の保全・活用の中で、安全で新鮮な農作物を地産地消として、また有効な都市空間や防災機能などとして表現をいたしております。

49ページにおきましても、歩行者の分離を「自動車と歩行車の分離」とし、段差の解消をはっきりと、「道路の段差の解消」として、またアダプト制度を「道路等美化ボランティア推進事業などのアダプト制度」として、わかりやすく表現をしております。

(3)の雨水排水の強化におきましては、自然環境保護を具体的に「地下水涵養による都市の水循環の改善」といたしました。

次に、51ページの(1)の新たな都市拠点の形成の関連する施策・事業として、「新市街地における無電柱化の推進」を追加しております。

また、52ページの(2)と(3)の項目順を入れかえて、(2)の都

市軸の強化におきまして、「安心・安全な公共空間の整備の推進を図る」ということを加えております。

また、「関連する施策・事業」に、「上久世石見上里線、南端交差点ですけども、その改良整備事業」また「西京高槻線の歩道改修」を追加し、計画にない「沿道の無電柱化」を削除しております。

最後に（３）の公共交通を優先とした都市ネットワークの形成におきまして、「歩いて暮らせるまちづくりの推進」を追加し、関連する施策・事業の「都市拠点を結ぶ交通ネットワーク」を、「都市拠点を結ぶ公共交通ネットワーク」の充実といたしました。

以上が主な修正点でございます。

次に、前回の審議会で御意見をいただきました将来人口についてであります。第２次都市計画マスタープランでは、本年４月に策定されました第５次総合計画の基本構想により、目標年次である平成３２年における将来人口を５５，８００人と設定しております。

人口推計につきましては、本日配付させていただいております資料２をご覧ください。

この推計方法については、平成１７年の国勢調査による調査人口を基準といたしまして、男女５歳階層別の人口が５年間で年齢階層が１つ進む間の社会移動、いわゆる転出・転入など、また死亡による変化率を設定するとともに出生率を算出し、５年間の合計を推計して総人口を算出して将来人口を求めたものでございます。

なお、本市の場合におきましては、これに大規模開発が予想されておりますキンピール京都工場跡地、または阪急洛西口駅東地区が平成２７年度に入居されるものとしてその点は考慮しております。

資料２の中で示しておりますとおり、今後、６５歳以上の高齢者の人口比率が増える中、高齢者が生き生きとして安心して暮らせることができるまちづくりを目指し、この都市計画マスタープランにおきましても、バリアフリー化はもちろんのこと、自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、だれもが住み続けたいと思うまち、そして末永く暮らし続けたいと思うまちを目指しているところでございます。

次に、現行の都市計画マスタープランの検証結果でございますが、資料の３の検証結果と概要版をご覧ください。

まず、現行の都市計画マスタープランの目標人口は、５５，０００人としておりまして、ことしの１１月の推計人口では５４，８１３人で、平成１７年の国勢調査では５５，０４１人ございました。

次に、第4章の都市整備方針におきます土地利用方針では、まず住居系では土地利用規制については現状維持のとおりでございますが、西向日地区など地区計画を目指した市民の機運が高まる地区も出てきております。

商業系では、平成19年度に乙訓地域商業ガイドラインの策定を行い、東向日駅周辺地域と、キリン跡地を誘導エリアとして、その他の地域は抑制エリアといたしたところでございます。また、平成20年6月には特別用途地域の指定を行い、特定大規模小売店舗の制限を行ってきたところでございます。

工業・流通系におきましては、現状のままで特に誘導するような施策はしておりません。

その他都市的利用系におきましては、まず、キリン京都工場跡地につきまして、用途地域の変更、地区計画の指定、さらに土地区画整理事業として誘導に努めてきたところでございます。

西側の洛西口駅東地区におきましては、平成19年に市街化区域に編入し、地区計画の指定などを行うとともに土地区画整理事業にて、現在、基盤整備を行っているところでございます。

次に、自然・レクリエーション系におきましては、はり湖池周辺地区を市街化調整区域に指定し、また、まちづくり条例で西ノ岡丘陵の区画形質の変更を行う場合は、厳しい規制をかけているところでございます。

また、市民が気楽にスポーツ等を楽しめる機能の充実として、健康増進施設「ゆめパレア」の建設を行ったところでございます。

次に、市街地整備方針では、幹線道路の整備を早期に実現できるよう平成17年より都市計画道路網の見直しに取り組んでいるところでございます。

また、計画的な土地利用の推進、誘導方策としてキリンビール京都工場跡地や、その西側地区について土地区画整理事業の導入により新たな市街地の形成を図っているところでございます。

次に、住宅及び住環境の整備方針におきましては、まず住宅マスタープランにつきましては、平成15年度に策定調査を実施し、本市の住宅政策の基本について検討を行ってきたところでございますが、密集市街地としての課題を有する地域も見られ、その解消方法の問題点、また国においても住生活基本法が施行されたことなどから、さらに検討を必要とするものとして、策定には至っていないところでございます。

住宅及び住環境の保全・充実といたしましては、住宅の耐震化として平成16年に住宅耐震診断派遣事業の創設、平成20年により住宅耐震改修

事業の創設を行い、こうした事業を支援することにより、住宅の耐震化が図られつつあります。

また、まちづくり条例の施行によりまして、最低区画面積を引き上げ、住環境の充実に努めているところでございます。

次に、土地施設整備方針では、先ほど説明いたしましたとおり都市計画道路網の見直し作業を行っておりますが、都市計画の変更手続には至っていないのが現状でございます。

公園・緑地等の整備におきましては、平成19年に緑の基本計画を策定し、その内容に沿って整備を進めているところでございます。

下水道の整備につきましては、いろは呑龍、または石田川雨水幹線事業などを実施し、雨水対策に取り組んでいるところでございます。

その他公共施設の整備につきましては、学校施設の耐震化、府営水道の導入による地下水の保全、ごみの発生の減量化や再利用の実施、福祉施設の建設に対する支援などを実施してきました。

次に、都市環境の整備方針につきましては、まず自然景観の保全としては、「竹の径」を京都府景観資産登録として登録し、また屋外広告物の実態調整を本年度から実施しており、今後、景観計画の策定に取り組んでいるところでございます。

地震対策といたしましては、木造住宅耐震診断や改修事業の実施、また学校の施設の耐震化に努めているところでございます。なお、火災対策といたしましては、開発行為に伴う防火水槽、消火栓などの適切な配置を行っていておりますが、準防火地域の拡大には至っていないものでございます。

次に、第5章の主な整備構想等、いわゆる重点プロジェクトの都市軸の整備につきましては、向日町停車場線改良事業として、京都府とともに市内でプロジェクトチームを設置して土地買収に取り組んでいるところでございます。

深田川公園整備につきましては、市民の方々とのワークショップを経て、平成15年に整備をしたところでございます。

沿道景観整備につきましては、「向日えきえきストリート」と意見交換会などを開催し、地区計画等の取り組みを促していったところでございますが、計画作成にはいたっていないものでございます。

次に、阪急東向日駅前整備につきましては、駅前のエレベーターやスロープの解消などのバリアフリー化工事は昨年完成いたしました。バスターミナル等の抜本的な整備には至っていないところでございます。

なお、向日停からの歩道整備は、平成16年に行いました。

JR向日町駅前広場整備につきましては、平成17年に西側駅前広場を暫定改良として実施しております。

次に、阪急電鉄京都線の連立交差事業につきましては、現在、京都市の川岡下三番踏切から変電所上手踏切までの約2キロを京都市さんが事業主体として平成27年度の完成に向け、現在取り組んでおられるところでございます。

北部新市街地整備構想のうちキリンビール工場跡地につきましては、平成14年に都市再生緊急整備地域の指定を受け、平成15年に地区計画の方針さらに地区整備計画を平成16年に都市計画の決定を行うとともに、平成18年より区画整理事業として基盤整備が行われ、本年3月に完了したところでございます。しかし、メインとなる大型商業施設の内容につきましては、まだ明らかにされていないものでございます。

西側の阪急洛西口駅東地区につきましては、平成20年に土地区画整理事業の認可を受け、現在、道路等の基盤整備を行っているところでございます。

次に、生活道路の整備につきましては・・・市道2087号線の拡幅事業、寺戸幹線1号拡幅改良、寺戸森本幹線拡幅改良事業を実施しております。

また平成19年に策定しましたバリアフリー基本構想の重点整備地区につきましては歩道の段差の解消など、バリアフリー化に取り組んでいくところでございます。

西ノ岡丘陵整備構想の環境保全につきましては、まちづくり条例による規制の強化を図るとともに、不法投棄に関するパトロールの実施をしているところでございます。

また、市民の方々とのワークショップを実施して、はり湖池周辺緑地整備事業基本計画を策定したところでございます。

公共下水道、雨水の整備につきましては、石田川1号幹線築造工事を平成16年に完成し、平成18年度より石田川2号幹線の分水工事を実施しているところでございます。

最後に第6章、まちづくりの推進方策につきましては、平成21年に市民と行政との橋渡しとなる市民協働センター「かけはし」の設置、また、まちづくり条例に基づく「地区まちづくり協議会」、「テーマ型まちづくり協議会」の支援を行っているところでございます。

効率的な都市計画行政の推進としましては、向日市行政改革アクション

プランの策定や市内のプロジェクトチーム、ワーキングチームなど、横断的な組織の設置をしていくところでございます。

以上が検証結果の報告であります。

最後に、11月10日より行っておりますパブリックコメントにつきまして、中間報告をさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、前回の審議会でも報告をさせていただいたとおり、11月1日号の「広報むこう」で意見募集の掲載を行うとともに、本日配付させていただいております資料の「都市計画特集号」を11月15日に配付しております。

意見の募集期間は11月10日から12月10日までの1カ月間としており、市のホームページで掲載を行うとともに、市役所、公民館をはじめとして19施設に計画素案を閲覧できるようにしております。

意見募集期間が12月10日までとなっておりますので、まだすべての意見が届いておりませんが、現在1通の意見が提出されました。

意見内容につきましては、資料の5で配付させていただいておりますとおり、「阪急の洛西口駅西側エリアが田園ゾーンになっており、税収入を増やすためにもこの地域を市街地ゾーンとして高度利用を図るべき」との御意見をいただいております。

なお、市の見解等につきましては、すべての意見が提出された段階におきまして、まとめてまいりたいと考えております。

以上、報告事項の説明とさせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいま「第2次向日市都市計画マスタープランの素案」につきまして、事務局から説明いただきました。

前回の審議会で特段御意見のありました人口に関する動向、それから現マスタープランでの検証の内容についても資料として新しく御提出いただきました。それからパブリックコメントの途中経過の報告をしていただきました。これにつきまして御意見、御質問ございましたらよろしく願います。

○委員 今回、修正いただいて、資料1の1ページ目の一番下の11ページの「住宅の耐震化や不燃化」をはじめとし、というところがあると思いますが、それでちょっと気がついて見直していたのですが、この11ページで特に、この不燃化とか耐震化が問題になる地域としては、ミニ開発がたくさん集まっている場所というのが少しイメージされて書いてあります。後ろのほうで、今後、取り組んでいくことというのが、例えば、この防災の

話ですと43ページの5-2の都市防災の方針というところに書いてあるのですが、ここは密集市街地においては、という書き方だったり、それから火災対策の推進のところでは、余り密集市街地というよりは、国道、沿道の話が、むしろ出ているなという感じがするのです。

もう1つ、一番後ろのほうの特に取り組む施策の49ページあたりに防災機能の強化というのが書いてあります。内容的に問題があるということでは、無いのですが、ミニ開発が集まっているところをやっぱり問題だというふうに言うのであれば、何かしら今後、取り組む中にその意識が入っているというのが要るのかなと思うので、密集市街地というのは、そういうふうに読んでしまっていていいのかどうかということが少し、用語が違うのでと思いました。

もう1つ、言いますと、今後を大切にしていこうという歴史的な場所も本来は、火災対策が要る場所になりますよね。少しでも対応が違ってくるだろうと思いますので、その辺も、密集市街地って言ってしまうと、その辺も一緒に入ってしまうような気がするのです、ちょっともう少し対応を上手に整理できたらなと思います。

もう1つ、それに加えて思ったのは、ミニ開発のところで必ずしも1件、1件不燃化できるかということ、現実問題大変だと思うのです。耐震化もかなり皆さん苦勞されていると思いますので。どこかに、一つ一つもあるのですが、もちろん、がんばらないといけないのですが、まちの活動といいますか、日ごろの防災活動といいたいでしょうか、こういうことを見直して、もっと大事にしていこうという話が住宅地に関しては大変重要だと思われまますし、専門の先生方もそういうことがやっぱり基盤になるとおっしゃる方が多いので、少しこの整備的な話にプラスして、どこかに市民活動として防災的なことに取り組むという話が何か位置づけられていると、ミニ開発とか、密集市街地でも、やるべきことというものの幅がもう少し広がりそうな気がします。既に皆さんやっておられる地区もあると思いますので、それが大事なんだという形になっていくと、必ずしも個々の建物、全部、急に不燃化はできないと思うのですが。何がしか全部前進してというふうにならないかなと、思いましたのでちょっとその防災のところの書き方で思いました。意見です。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御意見につきまして、非常に貴重な御意見だと思いますが、事務局のほうから何かもう一度、ございますでしょうか。

○事務局 大変、貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

確かに防災につきましては、自主防災の組織も今、でき上がっております。そういった面で44ページの市民の防災の意識の高揚というような形の中で、下段のところですけども、また町内などを単位とした自主防災組織の育成と確立とこういうような形で、掲載をいたしております。

確かに、先ほど最初におっしゃっていた密集市街地、これについては向日市の中に3カ所の候補地として挙がっているのも事実でございます。こういったものについては根本的な、やはり手法で解消すべきところがございますけれども、まだそこまで至っておりません。その中で特に耐震化を、いわゆる重点的に耐震診断の啓発を、特にその地域について、優先的に順位として入れたり、改修も含め、今、力を入れているところがございます。

以上です。

○会長 それと、もう1点、最初に御指摘いただきました11ページで記載されている基本的な対応等と、それからそれに関連する章の言葉の用語ですね、全体に、内容を整理して、よろしくをお願いします。

○会長 それでは他に、いかがでしょうか。

○委員 このマスタープランの主な3ページの土地環境の整備のことについてのところで「竹の径」の竹垣の改修をね、大分傷んでいるのを毎年、距離はやってはいただいておりますが、もうちょっと予算を増やしていただいて、長い距離をしていただかないと、大分傷んでいます。思い切ってもうちょっと我慢をしてやっていただかないと、せっかくきれいなところを写真に撮りに来られてもね。公園のそこからこっちは第2回生の上のほうとかね、これはすごく傷んでいるから、もうちょっと予算を増やしていただいてせっかくきれいにブロック積んでもね、これは大塚古墳の手前ですけどね。ここはきれいだけど、もうちょっと予算増やしていただいて、長い距離を修理していただいたらいいなと思います。これのつぶれたやつは物すごく醜いわ。一回見に行ってください、ようわかりますよ。これは修理を行ったからきれいやけどね、もうちょっと予算を増やしていただいて、思い切って修理していただきたいと思います。せっかくいい道ですからね、何もならへんと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 本市、非常に厳しい財政状況で市民の皆様おわかりでございましてね、やっぱりつけるべきところは当然つけていかないというようなことはよくわかります。その前に、まずこの広報についてもね、従来からまちづくりビジョンもそうですし、以前もそうですけどカラー版で立派なもの出され

ているのですけどね、市民の方から何人もね、カラーでなくてもいいのではないかと、そのようなマスタープラン、もちろん策定に関しては議決をですね、予算計上してやっているのですけどもね、できるだけ節減努めていただきたいと。

例えば私も見たのですが、その印刷物は再生用紙を利用していますとかね、こういうのは一番後ろにちょっと書いてあるのですけども、そういう再生用紙を使用されていないのですよね。通常は再生用紙を使用していますというような、普通ありますよね。どれほどたくさん経費を使っておられるのやと、一体この広報費だけでも解除してほしいわと、こういう声もね、実は承っているのです。

それから、いま写真のお話もございましたけども、これから立派な概要版とか、製本にされるのですけども、あんまり現実離れしたようなこの写真も掲載してほしくないし、実際そうでしたね。現在のマスタープランもまだ生きているわけがございますけども、イメージ図についてもね、一体どこを想定されたイメージ図なのかと、というようなものも中にありますよね。

ですから、そういう一体どこを想定しての、どういう想定イメージかとかね。この辺は注意して、これから写真とか、イラストというのですか、イメージ図、掲載されると思いますけどね、余りかけ離れたようなイメージ図はですね、好ましくないんじゃないかなと、このように思います。お金をかけるべきところはかけてと思いますけども、やっぱりできるだけ節減してですね。確かにこういうカラーでしたらパツとしてね、見やすくきれいだと思いますけども。

最近では市民の方、あんまりそういうのは思われておりません。私の耳に入っているところでは。そんなにまで余計なお金をかけて、こんなに立派なもの、つくらんでもいいのと違うかというのが、市民から私の耳に入ってきた率直な声でございます。そういったところをこれから。この関係する分だけじゃないのですけどもね、市に関するいろんな素案とか、市民の方に広報をされる場合はその辺は、できるだけ従事されていったほうがいいのではないかなと、市民さんからの声を受けて発言させていただきました。

意見と要望を兼ねておりますけれども、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。事務局、よろしく申し上げます。

○事務局 ただいまの御意見ですけれども、まず資料等につきまして、市はすべて再生紙を使っております。表示が行われておりませんので、それらにつき

ましては、十分、今後配慮したい。

また、それからカラー化につきましても、できるだけ市民の方に御理解をいただきたいということで、特に都市計画につきましても、色で区域を分類しております関係で、カラー化を必要な場所もございます。そういった点も十分踏まえながら、経費の節減に努めてまいります。そのような資料ないし冊子にしてまいります。

以上、努力いたします。

○会長 それは今回のマスタープランの広報だけじゃなくて、広報全般に対してということですね。

それともう1点は、イメージ図とか写真の取り扱い、これ誤解がないように市民の方に十分に慎重にということでございます。

○事務局 イメージ図につきましては、できるだけ文言を並べるよりも、絵とか、写真とかで紹介したほうがわかりやすいというような観点からそう思っていましたけれども、それについては皆さんがわかりやすいような表現方法を、もう少し検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員 先ほど、神吉委員のほうからも市民のいろんな取り組みの話がありましたが、12ページに(4)に市民主体のまちづくりに関する課題という項目があって、そのイメージがNPOや市民団体という、むしろNPO、市民団体の活動というだけに焦点が当たっているような感じするんですけどね。これそういう団体に参加されている方もおられるし、いわゆる、先ほどありました44ページにありましたですね、その町内会のこういう活動も含めて市民の積極的な参加、これからのまちづくりにやっぱりどうしても必要になってくるような気がしているのですね。

そういう点からすると後ろのほうに出てくる市民の何とかと書いてある項目ができたなら、今後の課題の中にまず関連するように、ここで後ろのほうで出てくる市民のいろんな項目が全部ここにざっと入ってきてね、そういう市民のまちづくりに対する課題が後ろのほうで自主防災組織やとかですね、景観やとかいうような部分にうまく位置づけになるように、できれば構成的にちょっと工夫をしていただけたらありがたいなと、というような気がします。

特に、これから、行政的な意味合いからしても非常に財政状況が厳しくなるから、結果的にやっぱり市民とどう協働していくかということがやっぱり主体になってくるのでね、せっかくまちづくり条例とかいろんなものができていますから、そういったものが、市民のまちづくりに関する課題

の中で条例をもっと使って、一生懸命に頑張ろうとかですね、というようなことも含めた向日市らしさのまちづくりみたいなものが、何かここにちょっとは盛り込んでいただければ、良いのではないかというのが私の意見です。

○会長 ありがとうございました。

○事務局 先ほども御意見をいただいております、課題、方針さらに施策と、こういった項目を整理するということにつきましては、再度検討させていただきます。

それと、向日市らしさの、もう少しというような形を出してはどうかという点につきましては、やはり今回のテーマである歴史と緑のまちづくりというような形の中でももう少し表現的にあらわしていきたいというふうに思っております。

○会長 ありがとうございました。

11ページの基本的課題とか、先ほど15ページの都市計画の重視すべき視点の四角の中に書いてある④のところですね、この対応をもう少し勉強して充実していただきたいとよろしく申し上げます。

○委員 もう1つですね、ちょっと根本的になるかもしれませんが、人口の推移ですけれども、今日お出しいただきました資料の中で、平成27年がピークになると、こういうイメージになっているのではなかろうかというような気がするのですね。推計的にはそういうことなのですけれども、一応、キリンとかですね、土地区画整理事業のところについての開発行為により人口が張り付くのは見ているよ、ということにはなっているのですけれども、ちょっと気になるのは、以前から私がいろいろ言ってます生産緑地がですね、廃止されると基本的にはやっぱり住宅開発につながると言うたときにそれが悪いか、いいかというのとは別問題でして、人口的に見たときにね、今後、きょうも審議しましたけど、今回は生産緑地が増えるほうやからいいんだけど、今後また、開発したいというふうにできたときに、そういった関係の中で、ここで言われている将来の32年のですね、将来人口55,800ということとの絡みでね、ふえてくる可能性あるのか、無いのかというあたりですね、知りたいのはそういう人口的なものが前後することによって、都市計画的な意味合いで、ほかになんかいろんな影響があるのであれば、やっぱりある意味では生産緑地のほうもちょっとやっぱりそれを考えないといけないということも出てくかもしれないですね。

その辺、今のところはそういった、これぐらいの上下ぐらいは、ある意味では、人口増等々ですね、街の全体の枠組みの中で、変わる要素とそう

いったものがちょっと気にはなるのでね。

何かその辺、我々が審議しながら一応、報告ですから我々適当に好きなこと言うてますけれども、実際の都市計画として将来的に土地利用のことを考えるとかですね、将来出てくるいろんなまちづくりの関係で用途地域を考えるとなってくると、相当な人口やあるいは、いろんな人たちが住むとか出ていくとかという関係を聞きますのでね。

この程度ぐらいの人口であれば、それ以外の、例えば都市施設だとか、教育施設だというようなところに余り波及しないというように考えてもいいのかと。我々都市まちづくりの枠組みの中で何か変わる要素が、一応、現在からいくと大体マックスで2,000人か、3,000人ぐらいちょっと増えて、またもとに戻ると、だからどうせもとに戻るのだから、いいんじゃないかというふうにもあるのだけれども、その増える途中の段階で、生産緑地から何かが開発されたときに影響が出てくるのかどうかというあたりをちょっと市のほうとして、どのようにお考えされているのかちょっと話、伺えればお願いしたいです。

○事務局 生産緑地の関係で人口の推移がどうかと、こういうようなご質問ですが。生産緑地自体は平成4年に指定をしております。ですから、平成4年からちょうど30年間のしほりを生産緑地にかけていると、いわゆる平成34年ぐらいのときにそれがどうなるかというような形やと思うのですが。一応、今回は平成32年の目標であり、次期の計画の中ではその影響がかなり出てくるのではないかというふうに思っております。

ですから、今回の関係についてはちょっと生産緑地との関係は入れておりません。ただ、先ほども説明させていただいたとおり、キリンビールの跡地の一部住宅開発、さらに西側の区画整理も開発によりまして、一定の人口が伸びるというような点については考慮させていただいたというようなことでございます。

以上です。

○委員 人口増に関しては、総合計画と同じですよ、当然。それで確かに増えて、また減って400人ぐらい、3,400人ぐらいしか増えないということになりますと、例えばJRの東口、ひょっとして、調整区域から市街化区域に編入される可能性がありますよね。そうすると人がふえる。その辺のところは何も入っていないという。突き詰めたら非常に矛盾点が多いかなというふうに思うのですが、先ことはわからない。ですから、総合計画でも先の話だから、こうなのかなということ人口増だと思うのですがね。

ですから、我々としたら本当はもっと突っ込んでですね、人口問題追及して、いわゆる用途地域だけ変更、あるいは市街化区域に編入された場合は大きく変わりますからね。それについては、どうかということをもともと、審議しなければならないのだと思うのですよね。その辺、全部抜かしているのですよね。抜かして答えを出そうとしているので、非常に無理があるなというふうに私は思います。

最終的には非常に無理がありながら、答えを出すというふうに追い込まれると思いますので、それは覚悟の上かなというふうに思うのですけども、ほかの問題ちょっと指摘をしたいのですけども。

先ほど、ミニ開発の関係で質問がありましたね、その答えはどうか、課題に対する解決法はどうかということで、どれが焦点かわからないですよね。そんな難しいマスタープランだと私は思うのですよね。わかりにくいですからね。ただ、課題が出てその課題に対する答えがすぐ書いてあるのはわかるのですけども、これにはどれを受けているのだなという質問をしなければならぬのは、非常に悲しいかなというふうに思うのですよね。

ですから、私は前に申し上げたのですが、できるだけマスタープランは簡潔なほうがいいと。余分な文章はできるだけ省いたほうがいい。プラス総合計画載っているやつも省いたほうがいいというふうに思うのですけども。これは最終的には来年の、次の審議会でも意見がまた出るかもわかりませんが。

ですから、いわゆる一般市民の人が見て、わかりにくいマスタープランをつくって、あるいは総合計画をつくっても、何の意味もなくなる。私、まさしく質問されたように誰でも分かるように。そしたらつくった人がよくわかっているのかというと、なかなか課題に対する解決も非常に難しいですから、こうだという意見はなかなか出しにくいというふうに、これは審議をする過程での課題ですね。を指摘しているのですけども。

それと同時に例えば、何々の事業を進めますとか書いてあるのですが、主体はどこだと、向日市がやるのか、例えば阪急西向日のバリアフリー、東向日のバリアフリー、事業を進めると書いても、事業自体は阪急なのですよ。それを向日市の事業主体に置きかえていいのかどうかと、あるいは、また阪急連続立体交差化を進めますと書いてあるけど、事業主体は京都市なのですよ。それを普通の人を読んだら向日市がやっているのだなと思わせるような文章を平気で書いていいのかどうかという。私自身、物すごく疑問に思うのですよね。

ですから、ここに主語を入れればね、はっきりするのですけども、日本

の言葉ってほとんど主語がないじゃないですか。お互いの会話でも主語がないと思うのですけどね。ですから文章に主語がない以上は、もっとはっきり主体がどこかというのを明確にして主体が違うところは、事業を進めますじゃなくて、何々に対する協力をしますとかね。そういう文章に私は置きかえるべきだなというふうに思うのですね。

それに、余りにも外国語といいますかね、ガーデニングとかアダプト余りにもよその言葉が多過ぎるといふね。せつかく日本語があるのになぜ外国語に、お庭をガーデニングというのか。わざわざ置きかえる必要があるのかなというふうに思いますし、むしろ片仮名であるのは日本語に置きかえたほうが、だれが見てもわかりやすいのではないかなと。片仮名用語辞典を引かないとわからない文章、言葉がいっぱい最近が多いですけども。私はやはりそれはできるだけ、なくしていったらいいのではないかなというふうに思います。

それとですね、評価ですけども直接関係ないかもわからないですけど、現行都市計画マスタープランの主な検証評価ということで評価が載っていますね。この評価は、パッと見て例えば「ゆめパレア」の関係書いてありますけども、これはもともとスポーツを楽しむ気軽に楽しむ機能を求めるという、それに対抗して「ゆめパレア」と書いてあるのですけど、これはもともとそういう形できたのではなくて、介護予防対策として介護にならないための施設なのですね。ですからそこにレジャーのセンスが入ってきたのはつい最近のことで、それをこのように評価をするというのは、基本的に間違っているのではないかなと。

ですから、当初の目的と今現在とは大きく、少なからず変わっている部分もありますしね。そういう置きかえたような形にするといろんなことが疑わしくなってくるのでね、ぜひそのところは当初の目的と違ったら、違っただけで当初はこうだったけど今はこういうふうになっているという、わかりやすい評価をやっぱりすべきではないかなというふうに思います。

ですから、個々の具体的なことは別にして次回はですね、今日いただいた分も含めて個別にいろいろとこのお休みの期間、見させていただいて、また発言をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局のほう何かございますでしょうか。

○事務局 できるだけ、わかりやすく簡潔にというような御指摘と思うのですが、そういった点については、私どもできるだけわかりやすいように表現していきたいと思います。

○会長 表現の問題という御指摘もそうですが、最初に御指摘ありましたように、課題に対してそのまま解決が非常に難しい。それを安易に事業の振り分けのような形で書けないところは書かないという勇気も必要かと思ひますし、それから審議をしていくということの中身で、しっかりと考えるということの御指摘だなと思ひて おります。

それから事業実施のその役割につきましては、明確に表記するということですね。これらを含めてお願いしたいというようなことです。また、今後の継続検討だと思ひますが、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

ほか、何かありますでしょうか。

○委員 今回の都市計画マスタープランですね、これは来年度から10年間。

10年間のマスタープランということなのですけども、10年というわけじゃなくて、将来にわたって、向日市をどういう町にしていくのかという、その経過の中の10年間のプランになると思ひますけれども。

私はやっぱりこの町をよくしていくというか、町をつくっていくかということが基本になるのは、やっぱり道路の整備やと思ひます。基本的には。まずそれが向日市の中でどういう形で道路を将来にわたってきちんと整備していくのかということが非常に大事なことやと思ひます。

この32ページの道路ネットワーク図に、都市計画道路が載っているんですけども。これ例えば、10年間のプランで、10年後でどれだけ、この都市計画道路が実行されているのか、この路線についてはどれだけ着手しているのかということが、今までこの都市計画道路が40年も経つのですが、ほとんど何%にしかできてないということで、非常に実効性は低いのかなと思ひますけれども。もっと実効性の高いものに変更していくというか、できるものにしていかないといけないものじゃないかなと思ひますけれども、その辺はどういう計画というか、このままでは私は余りよろしくないのかなと思ひますが、その辺ちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○事務局 計画道路のネットワークについてでございますけれども、前回にも申し上げておりますように、非常にこの計画につきましては時間を要することは皆さん方も御承知のとおりと思ひます。例えば久世北茶屋線、府道中山稲荷線ですが、この道路につきましても約24年間、完成いたしますまでに時間を要しているわけでございます。市といたしましては、この計画は、他の地域につながっていく広域道路もございまして、やはり計画的に進めていくというそういうスタンスは変わらないわけですが、なかなか今回

のマスタープランの整備期間であります10年以内にこれができるということまでは表現が難しい、協議するところまではいかない。それは我々としましては10年のこの期間のうちに、少しでもその路線の一部でありまして何とか実行して行く、そういうつもりでこの計画を挙げさせていただいております。

今回の都市計画道路ネットワークは見直しをした計画として提示しておりますので、できるだけ区域内での都市計画道路の部分的な実現を全力でやってまいる、このように考えておりますのでよろしくお願いします。特に破線等で廃止、それから追加、新設計画しております部分につきましては、現在、周辺の地権者の方と協議をしております、できるだけ早く都市計画審議会に、都市計画変更の提案をさせてもらえるように努力をいたしておるところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○委員

いま部長からお話いただいたのですが、非常に消極的やと思うのです。10年間で路線について、どれだけ着手していくのかという、例えば、計画をそしたら出してほしいと思うのですよね。破線になっているところで桂馬場線ならこういう形でやりかえて、今、工事にかかろうと、廃止する部分と、変更した部分でやっていかれるというので、そういう計画を立てて、この向日市区域にある黒で書かれている都市計画道路ですよね、この10年間に全く、それが手つかないというのであればそれは見直したらいいと思うのです。

今まで、何十年も計画に着手をしないで、ただ線だけが残っているということであるのであれば、確実に実行していける計画に変えて、やっていくべきだと思うのです。けれども、その辺がどうしてうまくそういう計画に変更してやっていけないのかなと思うのですが。もう少し、その辺、私はちょっと理解できないのですが。

○事務局

もう少し具体的に説明せよということでございますので、例えば桂馬場線でございますけれども、向日市域内の阪急洛西口駅から、黒線で引っ張ってありますが、この区間につきましては、いま土地区画整理事業を進めておまして、平成26年にこの整理事業が完了する予定でございます。その段階でこの桂馬場線の部分供用は実現するように計画が進められております。

それから、下の横へいっておりますグリーン線の破線、これは寺戸幹線1号という市道でございますけれども、これもいわゆる跨線橋からおりてくる南端交差点部分に向かいます、いま道路整備を段階的に進めておるのは御承知のとおりだと思います。

ここも12メートルの幅員の道路で拡幅することで、いま買収をしておるわけで、南端交差点部分につきましては、目標としましては、平成27年ごろには何とか、ある程度の地権者の合意がいただけるよう目標を持って、今、進めておるところでございます。

それと、道路事業として京都府さんが進めていただいております阪急東向日駅からJR向日町駅のこの間は都市計画道路ということではなくて、道路事業として実現に向けて努力をしておられるわけでございます。

桂馬場線を、完結させるためには本当に長期間の取り組みが必要であるということございまして、部分供用ということにつきましては、今、努力をしておりますので御理解をいただきたいと存じます。

○会長 恐らく今の件は、市民の方々もわかりにくいというふうに思われるところもあるかもしれません。長期的な、ある種の都市計画としての理想像としてのネットワーク計画という問題と、それから、先ほど御指摘のありました、それを事業として、実施運営するためのその計画及びその実現性を高めるための戦略的変更とか、改善とかですね、そういう問題をきちっと整理しておかないとですね、皆さん、わかりにくいと、いうことになるというに思います。

ぜひとも、両方整理して、双方を持って、公表できるようにしておかないと、今一部、御紹介預かりましたですけども、全体として出せるようにしていただきたいです。

○事務局 目標年度を、この都市計画マスタープランで、協議するかどうかにつきましては、慎重にしなければならないと思いますので、その辺は御理解ください。

○委員 部長のほうから御丁寧な説明いただいて、ありがとうございます。

我々、審議会ですからね、実現にできるかどうかというのは、ちょっとやっぱり、ここからの議論の問題である、議会と予算委員会との問題でやっていただく話で、我々は都市計画としてあの道路が必要なのか、将来的な車の流れや人の流れの中からこの道路が構成的にいいのか、悪いとかいうようなところは多分、議論の中心になると思うのですよね。

廃止するというのは簡単なのだけれども、廃止するということは逆にそこに流れてくるというように想定された自動車がどっかに流れるということからすると1つの道路を廃止すると、ほかの道路は拡幅しないと整合性とれないことになるので、計画上は簡単にこれできないから、やめましょうかというわけにはいかんところが多分、計画上あるだろうと、だからできないからやめたほうが良いというのではなくて、やっぱり本当にそれが

自動車の流れや町の骨格から必要がないのであれば、これはやめたほうがいいんだけど。できないからやめたほうがいいという議論にはちょっとなかなかかなりにくいだろうと、そういう意味では我々審議をする過程の中で、その辺はちょっとやっぱり注意をしながら、都市計画道路の形だとか原因だとかそういうものを、やっぱり検討したほうがいいだろうと思います。

特に、向日市の場合、なかなか道路ができにくいという事情がやっぱりいろんな意味であるだろうと思うので、それは我々審議会のほうとしてはわかりませんが、その辺はむしろ市民がわかるように、議会なりが予算の中で議論をしていただければありがたいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。他にありますか。

○委員 3点ほどあるのですが、資料3の検証結果で評価されて△と×があるのですが、その×、△というのは今後どういうふうにしていこうとされているのか、皆さんに市民に、どういうふうに説明されるのかということ。

それから、資料1なのですが、修正前・修正後対照表ということで、かなり修正がされているところがあるのですが、今、市民の方々からのいろいろな意見で特に問題になっていることがあるのです。皆さんも御存じだと思いますけれど、集中豪雨による雨水流出のその辺が非常にミニ開発で、そういう手をなしてなかった問題が出ていて、資料1の4ページ、43ページですね、修正前は43ページで、修正後は44ページになるのですが、この点で、その向日市開発行為等に係る雨水流出抑制施設技術指針に基づく、そういうもの設置を指導するというふうになっているのですが、この辺の指針が前はなくて、今度はあるというのは、その辺はどういうことでここ入ったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、パブリックコメントなのですが意見が少し出ていて、資料5に載せていただいているのですが、まだ日はあるのですが、パブリックコメントが本当に意見が、我々の審議委員の私たちともやっぱりいろいろしないとあかんというふうに思うのですが、このパブリックコメントの意見募集のなぜこういうふうに残りたくさん出てこないかということについては、どのように考えておられるのか、その点についてもお伺いします。

○会長 よろしくお願ひします。

○事務局 まず、1点目の検証でございますけども、この検証の結果で評価が×となっている箇所について、どうかというような形でございますけども。×となっているのは、確かに4点ほど、これにつきましては、確かに現計

画、いわゆる22年を目標とした計画においてはできなかったものでございます。これが今後そのまま継続をできるかどうかというのは、今、さらに検討をしていかなければならない項目もあると思いますので、その辺については、できる事業、できない事業というような仕分けの中で行っていききたいというふうに思っております。

それと、雨水抑制施設の設置につきましては、以前の資料では特に開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導しますということが文言では変わっておりますけども、これは、はっきりした指針がございますので、その指針の名前をはっきり書くというような形で書いたものでございます。

3点目のパブリックコメントの意見がなかなか少ないというような状況の中でありまして、確かに向日市の場合、パブリックコメント制でいわゆるこういう計画やまた新たな条例について、パブリックコメント制を実施しておりますけども、なかなか意見が出てこないというような形なので、今回についてはただ単に11月1日の広報で意見を求めるというよりも、いわゆる先ほどちょっと経費的にどうかかという問題もありましたけども、都市計画特集号を配布して意見を求めているということで努めているところでございます。

そういうので、事務的にはちょっとカラーでいわゆる目立つようにし意見が出やすいような形で努めているところでございます。

以上です。

○委員

今、お答えいただいた関わりの中で、資料3の検証結果で、「できる」「できない」の仕分けをしたいということで、4ページの沿道景観整備で、「向日えきえきストリート」というふうに意見交換サイトを開催してきたけれど、計画されていない、至っていないということなのですが、これはやはり、キンビールの跡地、あそこから阪急東向日、JR向日町そういった向日市内の商店街を活性化していく、商店街につながっていくとかね、そういうことだったと思うのですが、これはどうなるのか、バスターミナルの阪急東向日、この整備はそしたらこれが仕分けでもできないというふうになるのかね、それにやっぱり一応、きちっとね仕分けした内容というのか、その結果というものをどうするかというのは、伝えなければならないんじゃないかなと思うのです。その点についてお伺いしたいのと。

雨水の貯留の関係なのですが、指針があればその改善できるのか、基本指針があったから、これを載せたんだというふうに、今、説明いただいたんですけど、そしたらその指針があったらこういう抑制施設の設置、きちっと指導できるのか、今回、これがいろいろもめているんですけど、

その辺をもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○事務局　まず1点目の「向日えきえきストリート」の意見交換会、この話でございますけれども、今回、都市計画マスタープランにおきましても、この間については、中心都市軸として、ここについては重点的に取り組むというような形を挙げております。今後、沿道景観も含めた中で、この向日えきえき、またはその周辺の方々と、そうした意見交換を通じて、今の中心都市軸の取り組みについて、進めていきたいというような形の中では、文言を各所に入れているところでございます。

それと、雨水抑制の指針でございますが、これはあくまで指針の名称をはっきりさすということで、今回入れ込んだものでございます。当然、指針によってこの地域には、これだけの調整槽が必要と、この開発の規模ではこれだけの容量が必要というような形の中で、一定、基準をはっきりさせた中で指導をしており、それを明確にしたところでございます。

以上です。

○会長　今の御回答の中で随所に入れておられるというのですけれども、※印みたいなのがついてですね、今後実施だとかということを書いているのが少しありますけど、全体にわたっては、今後どうされるのかと。ことが×、△、そういった先ほどの街路の指摘、細かく見ていけば○か×かあるかもしれないませんが、丁寧に見ていくとですね、今後どうされるか、○のついてあるやつもこれでもう終わりなのかどうかとか、そのあたりも全体にわたって整理をきちんとして表示していただくというのが今の御意見だったと思います。

雨水の関係、46ページの関係ですけれども、これは設置指針についてということはこれで問題ないかと思いますが、これ以外にですね、設置指針だけについて書いてありますが、そのほかを施行しますとそれ以外に、例えば道路の透水性の問題だとか、緑化の問題とかですね、いろいろほかにも治水対策に関するものもあると思いますので、これだけということではなくて、「など」とかですね、そういう表現にされたほうがいいのではないかと思います。

○委員　大切なことで山田委員さんが質問したことなのですがね。よくわからないのですが、例えば開発というのは向日市だけではなくて、京都府の条例によって開発許可を出すというのが多いですね。ミニ開発は別にしてね。

そうすると、本来であれば京都府の何々指針とか、何々条例の、それプラス向日市のという。例えば、個別に書くのであったらそういうふうにし

なければならぬし、ほかの文言でしたら、ほかの文章ですね。何々に努めます、それはまちづくり条例に基づいてということを入れていかないと、何か文章これだけとして指針の計画というのは何かちょっとひっかかりませんが、気持ちはわかるのですけども、そうすると他の文章との整合性を求めるには、このなになにを推進するためには、どここの基本、規則にのっとってとか、そう入れていかなければならないのではないかと、よりわかりやすくするには。

一般市民の人がこの指針に基づいてやろうが、やろまいが、向日市はやっぱり法律に基づいて行政を運営しているわけですから、勝手なことでやることではないですからね。何らかの方向で根拠があって動くわけですから、特にこれを出さなくてもわかるものではないかなというふうに思いますし、もしこれを載せるのだったら開発って、もっと大枠の京都府の条例あるいは、都市計画法に基づいてというような話になってくるのではないかなというふうに思うのですけどね。

これ確定ではないと思いますので、ぜひその辺のところを、これがあるのと、ないのと明解になれば明解になったらいいのですけども、それではそのほかの文章との整合性はどうしていくのかということ、これは我々が議論すべきことではないかなというふうに思うのですけどね。

○事務局 今の件につきましては、都市計画法に基づいて開発指導を行っておりますし、許可されているわけで、都市計画法という文言を、そこに挿入することは可能でございます。さらにこの指針につきましては、向日市まちづくり条例に基づく指針でございますので、向日市まちづくり条例という文言を挿入することも可能でございます。その辺をこの件について明確にしようということであれば、それは、はっきり明記させていただいて、というふうに考えております。

○委員 この素案のほうの29ページなのですけども、バス交通のことが③で書いてある下から2行目なのですけど、「低床式バスや、ノンステップバスの運行などにより」と書いてあるので、「ステップバスのなどの運行により」にしといてほしいなと思うのです。何でかといいますとね、この間、日本中でね、一番面積の少ない蕨市というところへ行って、そしたらそこにね、コミュニティバスが走っているのです。こんな狭い狭い、5. 何平方キロしかないのですわ。そこにコミュニティバスが走ってしましてね、そんなに赤字も出さんと、結構うまいこと走っているというがね、珍しいなと思っていろいろ話聞いていて。

それを向日市に当てはめたらということで、このごろ、よその町へ視察

に行きますとね、僕らが当たり前や思って、あんまり自分とこの町について、新しい観点で見てへんことが結構あって、行った先の方は向日市から来るということでね、向日市のホームページなんか、いろいろ調べてね、「ああしたらええ」とか、「こうしたらええ」とかいうようなことを考えてくれたはる場合があります。

コミュニティバスの場合やったらね、「向日市の場合やったらたくさん、長岡京遺跡とかあるでしょ」と言わはるのですわ。それで竹の径に、よそからも来られるでしょって。そしたら駅を降りてね、例えば竹の径へ行くのに、このごろは若い子がばかりが来るのと違って、お年寄りが結構来ると、そういう場合の入り口まで、そういうようなバスがいろいろ走っているついでにそういうコースもあると、いうようなことになっていたり、西向日の駅から新しい公園ができて、そこを出て、次いくときなんかにもね、そういうバスが走っていたら、結構赤字にならないのですよというようなことを、僕らがあんまり考えもせんからね。僕ら思うのは住宅地のちょっと遠いところ、物集女、上植野から役所へ行ったり、駅へ行ったり、買い物に行くのに、そういう20人ぐらいがね乗れる小さいバスがあったら、これからの高齢者非常にええなと思って、それぐらいしか思っていなかったのです。

そしたら、向う行ったら、そういう話もされて、よそから来た人も知らんとこ行くのには、やっぱりそういうバスがあったら非常に便利やと。なるほどなと思ってね。そういうことを表現しようと思ったらここに「ノンステップバスの運行などにより」、「などの運行により」ということで、ここにコミュニティバスみたいなものを含んでいるよという意味をね、ちょっと含めといてもろたら、こちらにそういう意味やということも理解しといていただいて。というのは向日市の議会2回ね、コミュニティバス走らせようとの請願が通っているのです。ところが実際、そういうことができていませんのでね。これからの計画は、やっぱり高齢者社会に向けてそういうことも市は考えているよということを表してほしいなと思います。

○委員

先ほどから、たくさん意見があって本当にそうやなと幾つか思っていたのですが、特にやっぱりさっきからずっと出ています府と市と一緒にやるものもあれば民間と市と一緒にやるものもあれば、住民がむしろ主導されて、市が何か後方支援に回るようなものもあればというようなことが混ざっていて、どういうふうに読んだらいいのかというのが複雑過ぎるといふ話があったかと思うのですけど。

ごく一部、一例なので申しわけないのですが、やったことがあるのは、

ちょっとほかの都道府県なのですからけれど、区域マスのときに、やっぱりそういう表現がややこしいというような話になって、語尾を、例えば「進めます」って書くと基本的には市が主体になるとかですね、「支援に努めます」って書くと例えばこういうことを意味するとかいうふうに幾つか、表現を決めて、しかもその冒頭にそういう意味で使っているというのを書いてやってみたことがあります昔ですが。なかなかどれにしたらいいか判断のつかない部分もあるとは思うのですけども、確かにそうすると少しは読みやすくなったような記憶があるので、少し本当に、文字の修正だけで済むのであれば、そういうことでちょっと構成していただくと、読みやすくなるのかなと思うのです。ちょっと思い出しましたのでね。御参考までに。

○会長 貴重な御提案、どうもありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。一定ですね、私どものほうも市が主体でやる、目差す、また、市が主体で位置づけるというような言葉の意味としては、「図ります」とか、「推進します」とか、また事業、主体が違う場合は「促進する」とか、一定の使い分けはしておりますけども、ちょっと意味合いが違う点もあるとは思いますので、その使い分けの形はちょっと表に出して、こういう意味での使い分けをさせていただくというような形で、また説明させていただきます。

○会長 どうもありがとうございます。ほか、いかがでございませうでしょうか。それでは、御質問、御意見のほう、ほかになれば終わりますので、どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の予定の議題を終了いたしました。皆様方の活発な御意見、御協力によりまして、スムーズに会議を終えることができました。まことにありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

○事務局 皆さんお疲れさまでした。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

次回の都市計画審議会の開催についてであります、来年1月6日木曜日午後2時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日、どうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時50分